

望まない受動喫煙を防止するための分煙環境整備の促進に関する意見書

望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部が改正され、令和二年四月一日から全面施行されている。法改正の趣旨を踏まえ、多数の者が利用する施設等の管理者は、施設の類型ごとに定められた喫煙に係るルールへの対応を進めているところであるが、飲食店等においては、分煙環境整備に多大な負担が生じているところである。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、飲食店や宿泊業は売上げが減少している事業者も多く、分煙環境整備の負担は、死活問題となっている。

受動喫煙防止は、県民の健康にとって重要なことであり、当然推進されるべきものであるが、一方で、喫煙者の権利を制限したり、喫煙者を排除することにならないよう留意しなければならぬ。分煙環境の整備を推進することは、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現につながるとともに、今後の地方たばこ税の安定的な確保にも資するものと見込まれる。

本県においては、県と市町村を合わせて年間約九十億円の地方たばこ税の収入があり、貴重な財源として、県民の生活に役立てられている。

このため、今後も、地方たばこ税の安定した収入を確保するとともに、同税を、公共施設における分煙環境の整備や、飲食店等における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、望まない受動喫煙を防止し、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を実現するため、地方たばこ税の一部を分煙環境の整備に活用できる制度の創設に取り組みよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年九月二十八日

大分県議会議長 御手洗 吉 生

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	武田良太殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
農林水産大臣	野上浩太郎殿
内閣官房長官	加藤勝信殿